

埼玉県文化芸術振興評議会設置要綱

(設置)

第1条 本県における文化芸術の振興について総合的かつ効果的に推進することを目的に専門的見地から評議し助言するため「埼玉県文化芸術振興評議会」（以下「評議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 評議会は、知事が選任した委員をもって構成する。

2 委員の任期は、2年以内とする。

3 委員の再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

(所掌事項)

第3条 評議会は、次の事項について評議し助言する。

(1) 埼玉県の文化芸術行政全般に関すること

(2) 埼玉県文化芸術振興計画に関すること

(3) その他埼玉県の文化芸術の振興に関し必要と認めること

(座長等)

第4条 評議会に座長、副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、議事の進行を行うものとする。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 評議会の庶務は、埼玉県県民生活部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評議会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。